

通達甲（交．規．規２）第５号

平成 2 3 年 7 月 1 日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

道路交通環境総点検実施要綱の制定について

このたび、別添のとおり、道路交通環境総点検実施要綱を制定し、平成23年7月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

おって、道路交通環境整備実施要綱の制定について（昭和59年9月1日通達甲（交．規．道2）第19号）は、廃止する。

記

制定の趣旨

これまで、安全で快適な交通社会の実現に向けて交通安全総点検及び道路交通環境整備を推進してきたところであるが、より効率的にこれらの施策を推進するため、新たに要綱を制定し、両者を一体のものとして運用するものである。

別添

道路交通環境総点検実施要綱

第1 目的

この要綱は、安全で快適な交通社会を実現するため、地域の実情に即した計画的かつ効果的な道路交通環境総点検（以下「点検」という。）の実施について必要な事項を定めるところを目的とする。

第2 準拠

点検の実施については、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第3 基本方針

点検の実施に当たっては、地域住民等の交通安全への参加意識の醸成を図り、地域住民、関係行政機関等と警察とが一体となって取り組み、相互の理解を深めることを通じて、誰もが安心して利用できる道路交通環境づくりを行うことを基本方針とする。

第4 推進体制

1 推進責任者

警察署長は、点検の推進責任者として、交通の安全と円滑を確保するため、効果的な点検を実施することができる体制を確立するものとする。

2 実施責任者

警察署の交通担当課長（島部警察署にあっては次長）は、実施責任者として、推進責任者を補佐し、前第3の基本方針に即した点検を計画的かつ効果的に実施するものとする。

第5 推進重点

推進責任者は、次に掲げる事項を重点として点検を推進するものとする。

- 1 高齢者、障害者等の通行の安全の確保
- 2 通学路等における児童の通行の安全の確保
- 3 歩行者及び自転車の通行の安全の確保
- 4 道路使用の適正化

第6 実施地域の選定

推進責任者は、次のいずれかに該当する道路における交通事故の発生状況、地域住民の意見及び要望等を踏まえ、当該道路を含むおおむね500メートル平方の区域又は当該道路のうちおおむね1キロメートルの部分、点検を実施する対象地域（以下「実施地域」という。）として選定するものとする。

- 1 区・市役所、町村役場、病院、福祉施設等への経路及びその周辺道路
- 2 スクールゾーンを中心とした通学路及びその周辺道路
- 3 多くの歩行者及び自転車利用者が利用する駅、集客施設等への経路及びその周辺道路
- 4 道路不正使用により通行に支障を生ずるおそれがある道路
- 5 その他地域の道路交通環境により、推進責任者が点検を実施する必要があると認めた道路

第7 年間計画の策定

推進責任者は、前第6の規定により選定した実施地域について、優先順位を考慮の上、別に定める指標に基づき、点検の年間計画を策定するものとする。

第8 実施内容

推進責任者は、次表の区分に従い、前第7の年間計画に基づく点検を効果的に実施するものとする。

実施地域	参加者	主な点検項目
1 区・市役所、町村役場、病院、福祉施設等への経路及びその周辺道路	区・市役所関係者、町村役場関係者、病院関係者、福祉施設関係者、道路管理者、鉄道関係者等	ア 交通規制の適合性 イ 道路標識及び道路標示の視認性 ウ 歩道等の連続性、平坦性及び切下げの段差の状況並びに防護柵等の設置状況 エ 視覚障害者誘導用ブロックの設置状況 オ 歩行者と車両との事故多発地点における交通安全対策の実施状況 カ 踏切道の安全対策の実施状況
2 スクールゾーンを中心とした通学路及びその周辺道路	学校関係者、自治会関係者、道路管理者、鉄道関係者等	ア 交通規制の適合性 イ 道路標識及び道路標示の視認性 ウ 歩道等の連続性及び幅員並びに防護柵等の設置状況 エ 歩行者と車両との事故多発地点における交通安全対策の実施状況 オ 交通規制の周知及び遵守の状況

		カ 踏切道の安全対策の実施状況
3 多くの歩行者及び自転車利用者が利用する駅、集客施設等への経路及びその周辺道路	地元商店会関係者、自治会関係者、地域住民、自転車利用者、道路管理者、鉄道関係者等	ア 交通規制の適合性 イ 道路標識及び道路標示の視認性 ウ 自転車通行部分の表示状況 エ のぼり旗、立看板等の路側不用物件の状況 オ 車両からの落下物等の道路上の放置物件の状況 カ 駐輪場の設置状況及び放置自転車の状況 キ 歩行者と車両との事故多発地点における交通安全対策の実施状況 ク 踏切道の安全対策の実施状況
4 道路不正使用により通行に支障を生ずるおそれがある道路	地元商店会関係者、自治会関係者、道路管理者等	ア 道路工事及び作業現場における道路使用状況 イ 道路標識及び道路標示の効用を妨げるような道路上の工作物の設置状況 ウ のぼり旗、立看板等の路側不用物件の状況 エ 車両からの落下物等の道路上の放置物件の状況 オ 露店、屋台店等の出店状況
5 その他地域の道路交通環境により、推進責任者が点検を実施する必要があると認めた道路	道路管理者その他の関係者	ア 交通規制の適合性 イ 道路標識及び道路標示の視認性 ウ その他必要な項目

第9 広報活動の推進

推進責任者は、点検の年間計画及び実施結果に関して積極的に広報するなどして、幅広く参加者を募集するとともに、地域住民等の交通安全への参加意識の醸成を図るものとする。

第10 対策計画の策定

推進責任者は、点検を実施した結果、交通安全対策を講ずる必要がある事項については、道路管理者等関係機関と連携して交通安全対策の計画（以下「対策計画」という。）を早急に策定するものとする。この場合において、対策計画は、短期的対策及び中長期的対策に分類し、短期的対策については速やかに対応することとし、中長期的対策については本部関係所属と連携を密にして取り組むこととする。

第11 報告

推進責任者は、別に定める様式により、点検の年間計画及び実施結果をそれぞれ交通部長（交通規制課規制第二係経由）に報告するものとする。

第12 その他

この要綱に定めるもののほか、点検に関し必要な事項は、別に定めるものとする。